

## 社会福祉法人ふたば役員等報酬支給規程

### (目的)

第1条 この役員等報酬支給規程は定款第8条に定める役員の報酬支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象)

第2条 理事・監事及び評議員が理事会、評議員会、監査、役員会に出席した場合に、日額として支給する。施設長が法人役員として理事会等に出席した場合は無報酬とする。

また、理事長の職務に対し別途報酬を月額として支給する。

2 評議員選任・解任委員が、評議員選任解任・委員会に出席した場合に、日額として支給する。ただし、法人の職員が事務局職員として評議員選任・解任委員会に出席した場合は無報酬とする。

### (報酬)

第3条 報酬の額は次のとおりとする。

理事・監事	日額	5,000円
評議員	日額	5,000円
理事長	月額	60,000円
評議員・選任解任委員	日額	3,000円

附則 (平成20年12月25日議決)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

(平成26年3月27日議決)

この規程は平成26年4月1日から施行する。

(平成26年11月20日議決)

この規程は平成26年12月1日から施行する。

(平成28年11月17日議決)

この規程は平成28年12月1日から施行する。

(平成29年3月23日議決)

この規程は平成29年4月1日から施行する。